

# 指定廃棄物処分場対策班だより

表面

第28号

平成29年12月26日発行

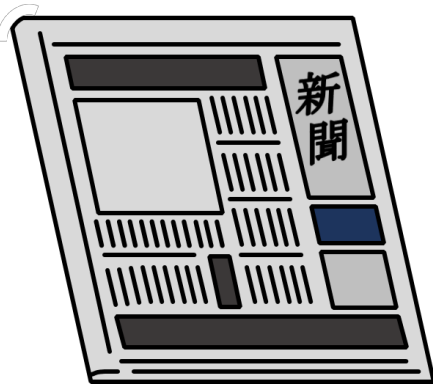
今号では、平成29年10月13日(金)下野新聞(4面)に『**各県処理、合理的でない**』、『**環境省有識者検討会で異論**』とする見出し記事が掲載されましたが、その一連の経過と発言の要旨等について、お知らせいたします。

## 検討会とその経過

放射性物質汚染対処特別措置法(特措法)附則第5条において「法律の施行後3年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずる」と規定されております。これを受けて、環境省では、同法に基づく各種施策について、その施行状況を検討することを目的として、有識者(11名)による「特措法施行状況検討会」を平成27年3月31日に設置しました。その検討結果は、検討会の取りまとめとして、同年9月30日に公表されたところ

です。取りまとめの中で、制度の見直しについては、「除染の実施計画の終了の時期(平成29年3月)を目的に、改めて施策の進捗状況を点検した上で、必要な制度的

手当等を行うべき」とされ、引き続き、検討がなされることになりました。今回の報道内容は、これを受けて、本年10月12日(木)に開催されました第7回検討会において、ある委員から異論が出たとするものです。



## 委員の発言の要旨

指定廃棄物は、特措法基本方針(閣議決定)に基づき、排出された都道府県内において処理を行うとされており、当該方針については、ある委員から「**福島県と他県の廃棄物の量を考える**」と5つの県でそれぞれやるの**は(物理的には)合理的でない**

の**は分かっていたので、これについても自由な議論ができて合意**ができるようなことがあればいいと思う。」との発言がありました。

## 発言した委員とは

発言された方は、田中勝委員(公共財団法人 廃棄物・3R研究財団理事長、岡山大学名誉教授)で、当該検討会のほか、**最終処分場の安全性や候補地選定プロセスについて、科学的・技術的に議論する「指定廃棄物処分等有識者会議」の委員を兼ねており、その会議では座長を務められている方**です。しかも、栃木県(3回)と宮城県(3回)の計6回、指定廃棄物の理解を得るために開催された県民フォーラムにおいて、説明者として環境省と共に参加されております。そのような立場の方から、「5つの県でそれぞれやるの**は(物理的には)合理的ではない**」が分かっていた」とする発言があったことは、大変、重みのあるものと言えるのではないのでしょうか。

## 田中委員はこんな発言も

田中委員は「福島県の間貯蔵施設の30年以内の福島県外での最終処分については、今の状況から見れば、非常に厳しいものがある。」と述べています。さらに、「**廃棄物の処理の解決は、発生源の一番近いところで処理するというのが原則**ではないところ」というところは、**廃棄物処理の原則とはちよつと違うのではないか。**」と指摘しています。

検討会の資料及び議事録は環境省ホームページで公開しております。

<http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#law-jokyo>

今回の新聞報道を受けて、検討会の内容及び委員の発言の要旨等を環境省の担当者から聴取いたしました。その内容は、以下のとおりとなっております。

- 指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法基本方針（平成23年11月11日閣議決定）に基づき、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において処理を行うこととされている。
  
- 当該方針について、平成29年10月12日（木）開催の放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会において、委員から異論が出た旨、翌日の新聞で報道があった。
  - ※ 上記の検討会は、放射性物質汚染対処特措法に基づく各種施策（除染、中間貯蔵、汚染廃棄物処理）について、その施行状況全般を検討することを目的として開催。
  - ※ 平成29年10月13日（金） 下野新聞4面より抜粋  
指定廃棄物を発生元の県内で処理する方針について、有識者から「（福島県を除き発生量が多い）5県でそれぞれ処理するのは合理的ではない」と異論が出た。
  
- 検討会の中では、放射性物質汚染への対処について、国民の理解を醸成するためには、政府の外に自由な議論の場があることが有益との趣旨の発言があった。発言の要旨は次のとおり。
  - 〈田中 勝 委員（公共財団法人 廃棄物・3R研究財団理事長、岡山大学名誉教授）〉
    - ・ 中間貯蔵施設に関する30年以内の福島県外最終処分という方針について、学会やNPO法人等、政府の決めた制約にとらわれない場で自由な議論をすることで、国民の理解を醸成していくのがいいのではないか。
    - ・ 指定廃棄物の都道府県内処理という方針も同様である。福島県と他県の廃棄物の量を考えると5つの県でそれぞれやるのは（物理的には）合理的でないのは分かっていたので、これについても自由な議論ができて合意ができるようなことがあればいいと思う。